

緊急事態宣言について

1 緊急事態宣言の内容

〈指定する地域〉 東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡

〈期間〉 1 カ月程度

2 緊急事態宣言で可能となる県知事が行う主な措置

- ・住民への外出自粛要請
- ・学校、保育所、福祉施設などの使用制限・停止の要請・指示
- ・音楽、スポーツイベントなどの開催制限・停止の要請・指示
- ・臨時医療施設の土地、建物の強制使用
- ・運送事業者に緊急物資の輸送要請・指示
- ・医療用品やマスク、食品などの売り渡し要請、収用、保管命令

3 緊急事態宣言による検討事項

- ・コールセンターの設置
- ・市民（外国人含む）への情報提供
- ・宣言期間中の小中学校の影響
- ・職員通勤手段の確保
- ・公共施設の休館による影響
- ・固定資産税の減免の影響
- ・福祉・医療サービス全体への影響
- ・緊急経済対策の対応
- ・各課事業の削減・見直しの影響
- ・近隣市等との連携
- ・その他

4 各課で想定される課題と対応策

緊急事態宣言で想定される課題と対応策について各課に依頼

4/7（火） 依頼文書、回答様式をポータルアイで依頼

4/9（木） 回答期限

〈問い合わせ〉

危機管理課 内線 3361